

小売電気事業者： 株式会社エネクスライフサービス
小売販売部
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング27階

重要事項説明書

(契約締結前交付書面)

電気事業法第2条の13の規定に従い、上記小売電気事業者が供給する電気に関する需給契約の取次を行う者として、上記取次店が以下の需要場所に関するお見積（以下「本見積」といいます。）にかかる電気需給契約に関する重要な事項をご説明いたします。本見積および本説明書記載事項をご確認いただけますようお願い致します。

需要場所			
住所			
場所名			
見積番号			
契約申込方法	当社所定の方法により、契約締結のお申し出をいただきます。		
小売供給に係る料金	電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金（割引がある場合はその額を引いた額）の合計といたします。基本料金単価および電力量料金単価は、以下のとおりです。 基本料金単価：円/kW 電力量料金単価：夏季 円/kWh 他季 円/kWh (税区分)		
計量方法および料金調定の方法	<p>[計量方法] 当社がお知らせする前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間に一般送配電事業者が設置した電力量計の値に基づき使用電力量、最大需要電力を計量いたします。</p> <p>[契約電力の算定] 500kW未満の場合：原則、当月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。 500kW以上の場合：弊社との協議により算定します。</p> <p>[力率の算定] 当月の力率は当月の有効電力量と無効電力量を元に算定いたします。詳細は、電気需給約款 別表3をご参照ください。</p> <p>[基本料金（月額）] 契約電力×基本料金単価×（185－力率）÷100 未使用月については半額といたします。</p> <p>[電力量料金（月額）] 使用電力量×電力量料金単価</p> <p>[その他（月額）] 燃料費調整額：使用電力量×燃料費調整単価 （詳細は電気需給約款別表1をご参照ください。） 再生可能エネルギー発電促進賦課金：使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 （詳細は電気需給約款別表2をご参照ください。）</p> <p>[契約超過金] 契約超過電力×基本料金単価×1.5 但し、契約電力が500kW以上にのみ適用する。</p> <p>[日割計算] 電気の供給を開始した月、本契約を終了した月、契約電力等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。</p>		
契約電力	kW	付随契約	有or無（有の場合は記載）
小売供給開始予定日		供給形態	全量供給or部分供給
契約期間	1年間	自動更新の取扱	有or無
周波数	50or60Hz	供給電圧	6,000 V
料金の支払方法	支払方法：振込、または口座振替 支払期日：計量日から30日迄、または当社の指定する料金収納代行会社の指定する日		

契約に係る注意事項

[自動更新の更新時の取り扱い]
お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。（需給契約書において上記条項が記載されている場合に限りです。）

[供給者変更に伴う注意事項]
当社と新たに契約される場合、従来ご利用されていた小売電気事業者との間で締結された需給契約が解除され、その契約内容に違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社が取次委託契約を締結している小売電気事業者（以下（本小売電気事業者））といいますが、）との供給手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。

<p>[お客さま申し出等による解約]</p> <p>1.お客さまにて需給契約の終了しようとする場合、終了希望日の三か月前までに当社に通知いただきます。但し、契約電力が500kW未満のお客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から本小売電気事業者に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの終了通知として取扱います。</p> <p>2.お客さまのお申し出による場合、またはお客さまが原因で当社が解除する場合、且つ、契約締結または契約電力を増加してから1年に満たない場合、託送供給等約款に基づき本小売電気事業者が発生する廃止に伴う実費相当額に20%を割り増したものを精算金として申し受けます。</p> <p>3.お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に需給契約を解約する場合において、本小売電気事業者が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。</p> <p>[当社と本小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更]</p> <p>当社と小売電気事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、直ちに、本契約の内容が当社から電気の供給を受けることに変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客様に書面により通知するものとし、この変更が生じた後、小売電気事業者は、遅滞なくその旨をお客様に書面により通知するものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。</p>		
<p>託送供給等約款に定められた需要家側の責任事項</p> <p>本小売電気事業者はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に以下のようなお客さまがお守りいただく事項等がございます。お守りいただけない場合は当社が需給契約を解除し、または一般送配電事業者により電気の供給が停止され、他の小売電気事業者へ切替えていただく場合がございます。お客さまにお守りいただく事項の詳細は、電気需給約款第24条をご参照ください。（以下、重要部分抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合には、一般送配電事業者に通知すること。 電気工作物の改修・検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、当社、本小売電気事業者または一般送配電事業者の従業員が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること。 電力負荷測定に必要な通信設備の設置場所等お客さま電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること。 お客さまの電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担で必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくことがあること。 お客さまに電気計器その他の用品および配線工事その他の工事に関する費用を負担いただく場合があること。 		
<p>当社からの契約解除事項</p> <p>お客さまが以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、本契約を解除することがあります。この場合、お客さまが引き続き電気の供給を受けることを希望されるときは、速やかに他の小売電気事業者または電気の供給が義務付けられている特定小売供給を行う小売電気事業者に対して、特定小売供給契約を申し込むことができます。当社からの契約解除事項の詳細は、電気需給約款第36条をご参照ください。（以下、重要部分抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> お客さまが料金（当社と他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）も含みます。）の支払期日を15日経過してなお支払わない場合 お客さまが電気需給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気供給約款に違反した場合 お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、または反社会的勢力と判断される状態となった場合 託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合 差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合 破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合 		
<p>料金等の支払いに関する事項</p> <p>1.支払期限を過ぎてもお支払いいただけない場合は、翌月の電気料金に延滞利息（年利14.6%）を上乗せして請求するものとします。延滞利息は以下の計算式により計算いたします。</p> <p>延滞利息＝遅延した電気料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除き、税抜きとします。）×年利14.6%×（遅延日数÷365）</p> <p>2.お客さまが、電気需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を本小売電気事業者および他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。</p> <p>3.お客さまは当社または本小売電気事業者がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第43条及び第44条をご参照ください。</p>		
<p>約款変更に関する事項</p> <p>1.当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、供給条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2.供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送付その他当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。また、供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>3.2.にかかわらず、電気需給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとまなわれない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p>		
<p>本書面のご確認</p> <p>重要事項説明書（契約締結前交付書面）の内容をご確認・ご理解いただいたうえ、確認欄にチェックを入れ、ご署名願います。</p> <p><input type="checkbox"/> 本書面記載事項について、当社より説明を受け、確認・理解しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">署 名 欄</p>		
<p>取次店（契約当事者）： 株式会社吉田石油店 〒769-1101 香川県三豊市詫間町詫間1338番128号</p> <p>TEL：0875-83-3050 FAX：0875-83-6709</p>		<p>小売電気事業者：（小売電気事業者登録番号：A0366） 株式会社エネクスライフサービス 小売販売部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング27階 TEL：03-4233-8320 FAX：03-4533-0136</p>
営業時間	月曜日～金曜日（祝祭日、当社の指定する休日を除く）9:00～17:30	同左
電話での問い合わせ窓口	月曜日～金曜日（祝祭日、当社指定の休日除く）9:00～17:30	同左
メールでのお問い合わせ	denki@yoshida-oil.co.jp	ELS_info@grp.itcenex.com